

品川区飼い主のいない猫との共生モデル事業助成実施要綱

制定 平成28年3月22日 要綱第117号

改正 令和3年7月16日 要綱第253号

改正 令和6年3月29日 要綱第164号

(目的)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫との共生モデル地区に生息する飼い主のいない猫の適切な管理のため必要な経費等の助成を行うことにより、飼い主のいない猫の不必要な繁殖による増加や、地域住民に対する被害および迷惑を未然に防止し、快適な生活環境の保持および動物の愛護思想の普及を図ることを目的とする。

(共生モデル地区)

第2条 この要綱において、飼い主のいない猫との共生モデル地区とは、「飼い主のいない猫との共生モデル事業指針」(以下「指針」という。)により認定されたモデル地区をいう。

(事業の内容)

第3条 区は、第5条に規定する助成を申請する者(以下「申請者」という。)に対し、飼い主のいない猫との共生モデル地区の猫の適切な管理のために必要な費用の補助またはサービスの提供を、予算の範囲内で行う。

(助成対象者)

第4条 助成を受けることができる者は、飼い主のいない猫との共生モデル事業の申請者とする。

(助成内容)

第5条 助成内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる飼い主のいない猫の適切な管理のために必要な費用の補助

ア 雌猫の卵巣または子宮の摘除手術(以下「不妊手術」という。)に要する費用(1頭につき25,000円を限度とする。)

イ 雄猫の精巣の摘除手術(以下「去勢手術」という。)に要する費用(1頭につき15,000円を限度とする。)

ウ 譲渡を前提とした必要なワクチン接種等の医療費(1頭につき1回のみ、7,000円を限度とする。)

エ 不妊手術または去勢手術のための動物病院への搬送タクシー代(往復4,000円を限度とする。)

オ 指針に基づくモデル地区の認定の際に登録された猫に対する餌代(1頭につき1,000円/月を限度とする。)

カ 別表に掲げる管理に必要な物品費用(1地区につき2,000円/月を限度とする。)

キ 区からの依頼により区民に対して猫の適切な管理に係る助言、捕獲方法の指導等(以下「区民サポート」という。)を行った場合の協力費(1回につき区内共通商品券2,000円分)

(2) 次に掲げる飼い主のいない猫の適切な管理のために必要なサービスの提供

ア 活動地域周辺民有地等の消毒・清掃事業者の派遣(月1回を限度とする。)

イ ボランティア保険の加入

(手術等の完了証明書)

第6条 申請者は、不妊手術および去勢手術ならびに前条第1号ウに規定するワクチン接種等(以下「手術等」という。)が完了した後、手術等を実施した獣医師に、飼い主のいない猫との共生モデル事業助成不妊・去勢手術および医療行為完了証明書(第1号様式)への記入を依頼し、当該手術等が完了した旨の証明を受ける。

(不妊・去勢手術および医療行為後の返送等)

第7条 申請者は、手術等が完了した後、手術等を実施した獣医師の指定する日に当該猫を引き取り、元の場所に返送することを原則とする。

(助成申請手続等)

第8条 申請者は、次の各号に掲げる助成の区分に応じ、当該各号に定める方法により申請等を行う。

- (1) 第5条第1号アから同号ウまでの助成 手術等の完了の日から起算して30日を経過する日または手術等の完了の日の属する年度の3月末日(この日が休日(品川区の休日を定める条例(平成元年品川区条例第2号)第1条第1項に規定する品川区の休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その直前の休日でない日)のいずれか早い日までに、飼い主のいない猫との共生モデル事業助成不妊去勢手術および医療行為完了証明書(第1号様式)および飼い主のいない猫との共生モデル事業助成承認申請書および助成金請求書(第2号様式)に、申請する助成内容に応じ要した費用を確認できる領収書を添付して申請する。
 - (2) 第5条第1号エの助成 第1号の申請と同時に、手術等のための動物病院への搬送タクシー代助成申請書および助成金申請書(第3号様式)に、要した費用を確認できる領収書を添付して申請する。
 - (3) 第5条第1号オおよび同号カの助成 3か月ごとに地域猫活動消耗品費助成金申請および請求書(第4号様式)に、申請する助成内容に応じ要した費用を確認できる領収書およびその内訳を確認できる明細書等を添付し申請する。
 - (4) 第5条第1号キの助成 区民サポートの終了後、区民サポート報告および助成申請書(第5号様式)により報告および助成申請を行う。
 - (5) 第5条第2号アの助成 地区の状況について事前に区との協議を行った上で、品川区地域猫活動にかかる協力民有地消毒・清掃申請書(第6号様式)により申請する。
 - (6) 第5条第2号イの助成 指針に基づくモデル地区の認定の際に活動構成員としての届出をすることをもって、当該構成員のボランティア保険の加入申請が行われたものとみなす。
- 2 申請者は、第5条第1号アから同号ウまでの助成に係る助成金の受領については、手術等を実施した獣医師に委任することができる。この場合にあっては、飼い主のいない猫との共生モデル事業助成承認申請書および助成金請求書の裏面の委任状に必要事項を記載して、区長に提出しなければならない。

(助成承認)

第9条 区長は、前条第1項第1号から第4号までの規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、助成することを適当と認めるときは、予算の範囲内で、助成金の交付決定を行うものとする。

2 区長は、前条第1項第5号の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、助

成することを適当と認めたときは、予算の範囲内で、消毒・清掃事業者と契約し当該地区に派遣する。

- 3 区長は、前条第1項第6号の規定による届出を受理したときは、届出の内容に従って、必要な構成員に係るボランティア保険の加入手続を行うものとする。
- 4 区長は、前条第1項に規定する申請等に対し、助成をすることを不適當と認めたときは、飼い主のいない猫との共生モデル事業助成不承認通知書（第7号様式）を交付する。

（助成金の交付）

第10条 区長は、第8条第1項第1号から第3号までに係る申請について、月ごとに各申請の内容を確認後、適法な請求書に基づき、翌月すみやかに交付する。なお、助成金の交付は口座振込とする。

（決定の取消等）

- 第11条 区長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の承認決定を受けたときには、助成金の承認を取り消すことができる。
- 2 区長は、承認決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全額を返還させることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康推進部長が定める。

別表（第5条関係）

対象経費	対象経費の内容
（1）トイレ等に関するもの	猫用トイレ、プランターなどの容器、砂などの消耗品
（2）周知用印刷物	住民に周知するためのチラシなどの印刷発注経費
（3）その他	管理に必要と認められたもの

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、改正前の様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお当分の間使用することができる。